

函館市認知症初期集中支援チーム活動マニュアル 新旧対照表

改正案	現行
<p>裏表紙 <u>平成30年4月策定（平成31年4月改訂）</u></p> <p>P 2. 表下に追加 <u>※所管外のケース支援については、三機関協議のうえ、決定する。</u></p> <p>P 1 7. （8）初期集中支援の終了 ① アセスメントの実施 チーム員は、支援活動が6か月を越える時または、訪問支援対象者が以下の状況になった時、初期集中支援の終了を検討するため、認知症の状況や家族の介護負担など必要なアセスメントを行う。 ・ 適切な医療サービス、介護サービスにつなげることができている。 ・ 家族が適切な介護を行えるようになっている。 ・ BPSD が軽快し、対応上の困難性が軽減している。 <u>※ただし、支援終了時に訪問支援対象者が入院または施設入所等を予定している場合は、チーム員の合意により、アセスメントを省略することができる。</u></p> <p>② チーム員会議の実施 チーム員会議を実施し、支援終了を判断した際には、引継ぎ内容、関係機関等との連携、<u>モニタリングの必要性について検討する。</u></p>	<p>表表紙 平成30年4月策定</p> <p>P 2. （2）チームの基本構成</p> <p>P 1 7. （8）初期集中支援の終了 ① アセスメントの実施 チーム員は、支援活動が6か月を越える時または、訪問支援対象者が以下の状況になった時、初期集中支援の終了を検討するため、認知症の状況や家族の介護負担など必要なアセスメントを行う。 ・ 適切な医療サービス、介護サービスにつなげることができている。 ・ 家族が適切な介護を行えるようになっている。 ・ BPSD が軽快し、対応上の困難性が軽減している。</p> <p>② チーム員会議の実施 チーム員会議を実施し、支援終了を判断した際には、引継ぎ内容や関係機関等との連携について検討する。</p>
<p>様式集 函館市認知症初期集中支援推進事業報告書 <u>（様式12）別紙 参照</u></p>	<p>様式集 函館市認知症初期集中支援推進事業報告書 （様式12）別紙 参照</p>